

「官公庁施設整備における 発注者のあり方について」答申

—公共建築工事の発注者の役割—

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官 松尾 徹

1 はじめに

平成29年1月20日、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣あてに「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申をいただきました。

答申では、これまで十分に整理されていなかった「公共建築工事の発注者の役割」を明確にするとともに「発注者がその役割を果たすための方策」が提言されており、すべての公共建築工事の発注者（国及び地方公共団体）へ向けた内容となっています。

また、答申では諮問で用いられた「官公庁施設整備」が「公共建築工事」に置き換えられています。これは、公共建築工事の発注者の役割を明確にするに当たって、公共土木工事や民間建築工事との対比の下に公共建築工事の特徴と発注者に求められることを明らかにし、それを踏まえて公共建築工事の発注者の役割が整理されたことから、公共土木工事や民間建築工事と対比する用語として「公共建築工事」が用いられたものです。

なお、この答申は、国土交通大臣が平成28年6月20日付けで社会資本整備審議会会長に対して行った諮問に対するものであり、同審議会建築分科会官公庁施設部会（部会長：大森文彦東洋大学法学部教授、弁護士）において計4回の審議を経て取りまとめられたものです。

審議経過等については、以下のURLに掲載し

ていますので、必要に応じてご参照下さい。

(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_shisetsu01.html)

※本諮問については、第19回、第21回、第22回、第23回の官公庁施設部会において審議が行われています。

2 答申概要

答申は、以下のⅠ～Ⅴで構成されています。

- Ⅰ. はじめに
- Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割
- Ⅲ. 発注者がその役割を適切に果たすための方策
- Ⅳ. 当面実施すべき施策
- Ⅴ. おわりに

本稿では、主に「Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割」、「Ⅲ. 発注者がその役割を適切に果たすための方策」の概要について紹介します。

(1) 公共建築工事における発注者の役割

民間建築工事や公共土木工事と対比した「公共建築工事の特徴」について、以下①～⑤の5点が示されています。①は民間建築工事と対比した特徴、②～⑤は公共土木工事と対比した特徴となっています。

(公共建築工事の特徴)

- ①国等が主体的に行う事業であること。

1. 発注者の役割	
A：企画・予算措置を行う事業部局との連携（「技術的な助言等」）	
B：公共建築工事の発注・実施（「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」）	
公共建築工事の特徴	発注者に求められること
(1) 国等が主体となって行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民から見て過不足のない適切な品質の確保、様々な政策課題の建築工事への適用・反映 ・ 企画・予算措置を行う事業部局との連携 ・ 様々な関係者からの多種多様な諸条件を把握、取捨選択の上、過不足や相反・相互矛盾のない発注条件の取りまとめ ・ 最も適切な設計者等の選定、告示に基づく予定価格の設定 ・ 民間市場の動向を把握し、発注条件や予定価格に反映
(2) 発注主体において、発注部局と事業部局が異なる場合が多い（事業部局は、企画・予算措置、施設管理を実施）	
(3) 建築工事ごとに様々な関係者が存在し（施設管理者、利用者、近隣住民等）、求められる諸条件も多種多様	
(4) 設計等に、建築基準法、建築士法が適用	
(5) 建築市場全体で、公共の割合が極めて小さい	

図1 公共建築工事の特徴と発注者に求められること

- ②発注部局と事業部局*とが異なる場合が多いこと。
- ③事業部局以外にも多様な関係者が存在し、個性が強いこと。
- ④設計業務、工事監理業務に、建築基準法、建築士法が適用されること。
- ⑤建築市場全体の中で、公共の占める割合が極めて小さいこと。

(公共建築工事の発注者の役割)

公共建築工事の発注者の役割については、「A：公共建築工事の企画・予算措置を行う事業部局との連携」と「B：公共建築工事の発注と実施」の2点が示されています。

A：公共建築工事の企画・予算措置を行う事業部局との連携

・公共建築工事は企画・予算措置の段階で工事の大枠の条件が決定する場合が多いことから、発注者は、工事の品質、工期、コストが適切なものとなるよう企画・予算措置を行う事業部局に対して技術的な助言を行うなど、この段階から事業部局と十分に連携を図る必要があること。

B：公共建築工事の発注と実施（諸条件の把握と発注条件の取りまとめ、設計業務・工事等の発注と実施）

・発注者は、事業部局から公共建築工事の委任を受けた後は、建築物や公共建築工事に求められ

る諸条件を把握・整理し、設計者、施工者等に示す発注条件として、適切に取りまとめる必要があること。

- ・発注者は、発注条件に基づき設計業務、工事等を発注し、適切に実施する必要があること。
- ・発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する国民に対する説明責任を果たす必要があること。

このうち「B：公共建築工事の発注と実施」に示されている具体的な内容について、主なものは以下のとおりです。

○諸条件の把握と発注条件の取りまとめ

<諸条件の把握>

・発注者は、建築物や公共建築工事に求められる諸条件に関して、①事業部局からの諸条件、②多様な関係者（事業部局以外の施設利用者、近隣住民等）からの諸条件、③国等の政策（バリアフリー、環境負荷低減、木材利用等）、④公共建築工事に影響する現場の状況（敷地の地盤条件、都市計画、周辺環境、既存建築物の状況等）、を把握・整理する必要があること。

<発注条件の取りまとめ>

- ・発注者は、発注条件について、事業部局が作成した公共建築工事の企画及び予算措置の内容に整合したものとする必要があること。
- ・発注者は、把握した諸条件の内容が、企画及び予算措置の内容を上回る場合や、諸条件に相反や矛盾が見られる場合には、事業部局と協議を行い、諸条件を取捨選択したり優先順位をつけ

* 答申では、発注者の発注業務を担当する部局を発注部局、建築物を所管し工事の企画・予算措置を行う部局を事業部局としている。

たりするなど調整を行った上で、公共建築工
 品の品質、工期、コストが適切なものとなるよ
 うに発注条件として取りまとめる必要があるこ
 と。

- ・発注条件は、相互矛盾がなく、可能な限り客観
 的で明確なもの（可能なものは数値化する）と
 する必要があること。
- ・発注条件のうち品質に関するものについては、
 国民からの求めに応じた過不足のない公共建築
 としての適切な品質が確保されるとともに、そ
 の品質が将来にわたって維持されるよう、メン
 テナンス性（維持管理コストを含む）にも配慮
 したものとする必要があること。

○設計業務、工事等の発注・実施

＜設計業務、工事等の発注＞

- ・発注者は、透明性・公平性を確保した上で、そ
 れぞれの公共建築工事に最も適した設計者、施
 工者等を選定する必要があること。
- ・発注者は、設計業務、工事監理業務の発注に当
 たっては、それぞれの業務内容に応じた予定価
 格を適正に設定する必要があること。
- ・発注者は、工事の発注に当たっては、設計図書

に基づき適切に積算数量を算出し、建築市場の
 動向を考慮して、それぞれの工事内容に応じた
 予定価格を適正に設定する必要があること。

＜設計意図伝達業務、工事監理業務の発注＞

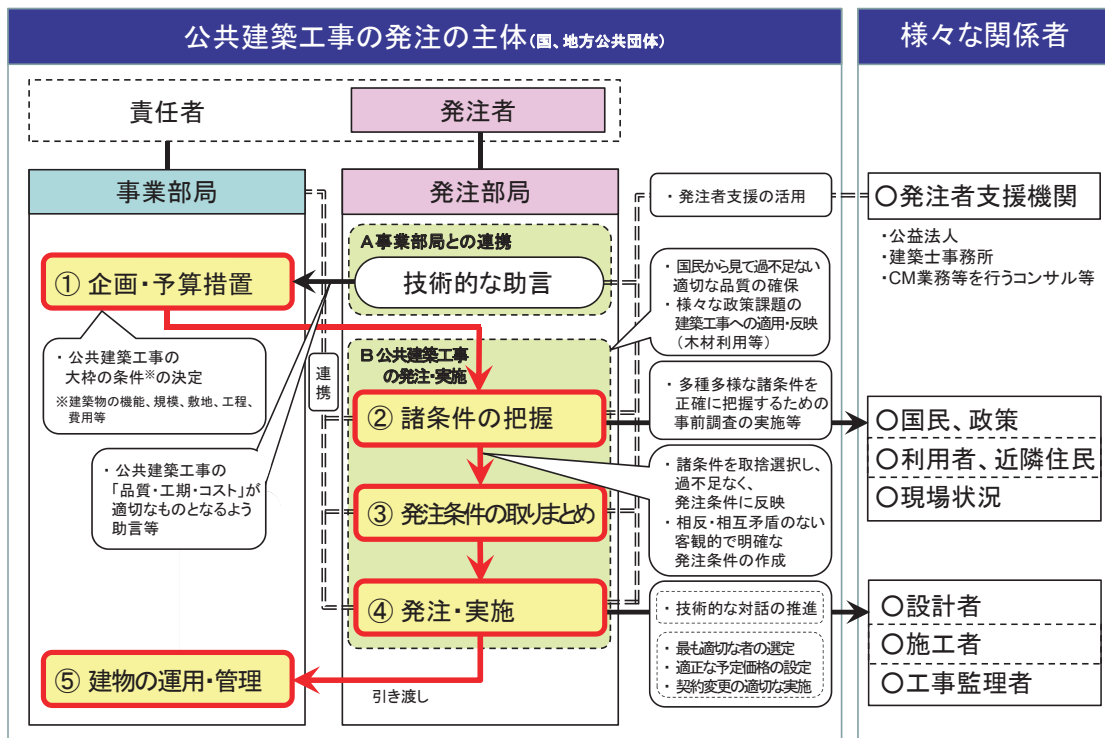
- ・発注者は、工事の段階において行う設計意図伝
 達業務や工事監理業務を、適切に発注する必要
 があること。

＜設計業務、工事等の実施＞

- ・公共建築工品の品質確保のため、発注者は、設
 計者、施工者等との技術的な事項に関する対話
 を十分に行う必要があること。
- ・発注者は、設計、工事の段階において発注条件
 の変更の必要が生じた場合には、事業部局と必
 要な協議をし、公共建築工品の品質、工期、コ
 ストの整合がとれたものとなるように変更内容
 を調整し、契約変更を適切に行う必要があるこ
 と。

＜事業部局への引き渡し＞

- ・発注者は、建築物を事業部局に引き渡す際に
 は、平常時はもとより災害時も含めて、建築物
 の使い方や維持管理・運営に必要な情報等につ
 いて、適切に伝達する必要があること。



※以上のほか、発注者は、会計法（地方自治法）、品確法等の関係法令や設計・工事の契約書に定められた責務等を適切に果たすことが必要。

図2 公共建築工事における発注者の役割

(2) 発注者がその役割を適切に果たすための方策

発注者が適切に役割を果たすための方策については、公共建築工事の発注者はそれぞれの置かれた状況が多様であること、発注者の業務内容は社会情勢に応じて様々に変化していることなどを踏まえ、提言されています。

○多様な発注者の状況

- ・公共建築工事は、国の各省各庁、都道府県、市町村の様々な主体によって実施されており、それぞれの主体における公共建築工事の発注者の体制、職員の配置状況や業務経験等は、多様な状況にあること。
- ・発注者の業務内容については、新たな政策の反映、ストックの有効活用のための改修や用途変更工事の増加、他の発注者との合築整備、複合化や多様な事業手法の検討の要請等、社会情勢の変化に応じて様々に変化しており、更に先導的な役割を果たすことが期待されていることにも配慮する必要があること。

○発注者がその役割を適切に果たすための方策

上記の状況を踏まえた公共建築工事の発注者がその役割を適切に果たすための方策として、以下①～④の4点が示されています。

①発注者の役割の理解の推進

- ・発注者は、本答申で示した発注者の役割について自覚するとともに、その役割について、それぞれの事業部局においても十分に理解されるようにすること。

②技術基準等の整備・活用と人材育成の推進

- ・発注者は、公共建築工事に関する発注者の業務内容の変化への対応等を考慮した適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用を推進すること。また、業務遂行能力を高めるために、研修等による人材育成を推進すること。

③個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進

- ・発注者は、必要に応じて、事業部局との連携、公共建築工事の発注と実施（発注条件の取りま

とめ、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話も含む）に関する発注者支援を受けるため、外部機関（民間を含む。以下同じ）や広域的な連携の仕組みを活用すること。なお、外部機関を活用する場合においても、その責任は発注者が負うことに留意すること。

④発注者間の協力や連携の推進等

- ・上記を効果的・効率的に進めるために、発注者は相互に協力や連携を推進すること。また、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する実態や課題を共有化するために、透明性・公平性の確保に留意しつつ、設計者、施工者等の団体等との意見交換を継続的に行うこと。

3 国土交通省の取組み

答申を踏まえ、国土交通省においては以下の取組みを進めることとしています。

- ・発注者の役割の「解説書」の作成、普及・浸透
- ・技術基準等の整備・活用の促進
- ・研修情報の共有等による人材育成の促進
- ・公共建築相談窓口の活用促進
- ・発注者支援に関する環境整備
- ・発注者間の協力・連携の促進

※「解説書」については、作成次第、国土交通省ホームページにおいて公表する予定です。

4 おわりに

答申「V. おわりに」において、「公共建築工事に関する発注者の業務内容は、時代とともに変化していく。そのため、発注者がその役割を適切に果たすための方策については、状況に応じて見直しを図っていく必要がある。それぞれの発注者には、その役割を適切に果たすための方策として示した取組とそれらの取組の状況に応じた見直しを継続的に行うことが求められる。」とされています。

国土交通省においては、今回いただいた答申を踏まえた各種取組みを進めるとともに、それらの取組みについて必要な改善を図りながら継続していくこととしています。